国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程新旧対照表

(前 略)

(俸給月額)

用する場合の俸給表及び職務の級については、職 種に応じ次表のとおりとする。

前

職種	俸給月額	給与規程を適用する場 合の俸給表及び職務の 級
教員	287, 200円	教育職俸給表 2級
事務職員・ 施設系技術 職員・教室 系技術職員	214,600円	一般職俸給表(一) 3級
技能職員 · 労務職員	211,500円	一般職俸給表(二) 3級
医療技術職員	214,800円	医療職俸給表(一) 2級
看護職員	267, 100円	医療職俸給表(二) 2級

(後略)

(俸給月額)

第11条 再雇用職員の俸給月額及び給与規程を適 第11条 再雇用職員の俸給月額及び給与規程を適 用する場合の俸給表及び職務の級については、職 種に応じ次表のとおりとする。

職種	俸給月額	給与規程を適用する場 合の俸給表及び職務の 級
教員	287, 200円	教育職俸給表 2級
事務職員・ 施設系技術 職員・教室 系技術職員	214, 600円	一般職俸給表(一) 2級
技能職員 · 労務職員	226, 400円	一般職俸給表(二) 3級
医療技術職員	214,800円	医療職俸給表(一) 2級
看護職員	259, 300円	医療職俸給表(二) 2級

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。